

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社高見沢サイバネティックス		コード	6424
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	・ 社外取締役 高橋康宏氏を独立役員に指定する。 ・ 社外取締役 野口真一郎氏の役員の属性を変更する。 ・ 社外監査役 西山嘉彦氏を新たに独立役員に指定する。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高橋康宏	社外取締役	○									△	△				指定	有
2	野口真一郎	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	泉直子	社外監査役	○															有
4	西山嘉彦	社外監査役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	高橋康宏氏は、過去に富士電機株式会社の業務執行者として勤務しておりました。同社は当社の主要株主（議決権比率20.6%）であり、また、同社と当社は取引関係があります。	高橋康宏氏は、富士電機株式会社の業務執行者でありましたが、既に同社の全ての役職を退任されております。なお、同社は当社の主要株主であり、かつ、同社と当社は取引関係がありますが、その取引額は当社売上高に対して少額でもあり、当社の経営判断については独立性を有していることから、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断いたしました。
2	野口真一郎氏は、富士通フロンテック株式会社の業務執行者として勤務しておりました。同社は当社の大株主（議決権比率5.7%）であり、また、同社と当社は取引関係があります。	野口真一郎氏は、富士通フロンテック株式会社の業務執行者でありましたが、既に同社の全ての役職を退任されております。なお、同社は当社の大株主であり、かつ、同社と当社は取引関係がありますが、その取引額は当社売上高に対して少額でもあり、当社の経営判断については独立性を有していることから、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断いたしました。
3		泉直子氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれも抵触しないことから、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断いたしました。
4	西山嘉彦氏は、I D E C株式会社の執行役員であります。同社と当社は取引関係があります。	西山嘉彦氏は、I D E C株式会社の執行役員であります。同社と当社は取引関係がありますが、その取引額は当社売上高に対して少額であり、当社の経営判断については同社から独立性を有していることから、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。